

中華民国期の上海市政下における分区計画に関する 研究：工業区における産業集積と労働者住宅に着目 して

箕浦，永子
九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

<https://hdl.handle.net/2324/7174520>

出版情報：Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ). 87 (801), pp.2269-2277,
2022-11-01. 日本建築学会

バージョン：

権利関係：© 2022, Architectural Institute of Japan



中華民国期の上海市政下における分区計画に関する研究

- 工業区における産業集積と労働者住宅に着目して -

STUDY ON THE ZONING PLAN
UNDER THE SHANGHAI MUNICIPALITY GOVERNMENT IN MODERN ERA
Workers Housing and Industry Agglomeration in Industrial Zone箕浦 永子^{*1}

Eiko MINOURA

This paper seeks to clarify the zoning plan promulgated under the Shanghai municipality government during the Republic of China, from the viewpoint of workers housing and industry agglomeration in industrial zones. The Shanghai Municipality Construction Bureau had been concerned about the situation where existing urban spaces are mixed by buildings for various uses. The zoning plan aimed to form a highly convenient urban space that is both hygienic and aesthetically pleasing by coordinating the uses of the building. This study clarified the actual conditions that city planning in Shanghai was influenced by the modern city planning from Western countries.

Keywords : *Rearrangement of Urban Space, Zoning, Industrial Zone, Industry Agglomeration, Industrial City, Modernization*

都市再編, ゾーニング, 工業地, 産業集積, 産業都市, 近代化

1. はじめに

近代中国において伝統的都市空間から近代的都市空間へ如何に再編されたのか、この近代的都市再編の問題は中国近代都市史における課題のひとつである。1911年の辛亥革命によって清朝が崩壊し1912年に中華民国が樹立されると、国民政府の主導で都市再編が推進され、1920年代から各都市において計画のうえ実施されていった。このとき用いられた手法は、少なからず欧米由来の近代都市計画に影響を受けたものと考えられる^{注1)}。近代的都市再編は、行政主導の公共事業に依るところも大きい、一方で民間の諸活動によって引き起こされる動態も見逃してはならない。

本稿は、中華民国期の上海市政のもとで布告された「分区計画」について、導入に至る経緯と施策内容を明らかにしたうえで、特に工業区について産業の集積と労働者住宅の観点から分区計画の導入実態について明らかにすることを目的とする。分区計画とはいわゆる都市におけるゾーニング制度^{注2)}のことで、近代中国では中華民国期に初めて導入された。欧米でゾーニング制度が生まれたきっかけには工場と他用途の建物の立地の問題が背景のひとつとされているが、近代中国では清朝末期から中華民国期にかけて産業の近代化が進んだことによって同様の問題があるため、分区のうち工業区に着目することとした。行政により分区計画が設定されるなか、産業の発展により工場が集積していく過程、工業区における工場・住宅・商店などの混在状況、さらに労働者住宅としての社宅を見ることで、民間の諸活動によって引き起こされる動態を読み解き、分区計画設定の実態を明らかにしていく。

研究方法は、主に文字資料や地図資料からの読み取りとする。上海市政による都市計画に関わる主な資料としては、公共事業を担った上海特別市工務局（以下「工務局」と略記）による『上海特別市工務局業務報告』などの年次報告（以下『業務報告』と略記）^{注3)}を用いる。上海の産業集積に関わる資料としては、主に営業種類別一覧で網羅的に把握するとともに、工場分布を示す地図資料などを用いる。その他、関連資料を適宜用いていく。

本稿に関連する先行研究として、まず上海市政による都市計画については大上海計画の研究があり、田中^{注4)}は1927～1936年を中心に、また越沢^{注5)}は1937～1945年を中心に解明しており、村松^{注6)}は政治的背景も踏まえて論じている。また、魏枢^{注7)}は大上海計画の全体像をふまえて、特に上海市の行政の中心として新しく設定した市中心区における街区構造と各建物の建築形態について設計図面をもとに明らかにし、後の2000年代までの変容をまとめている。これらの先行研究によって、特に新市街地形成としての市中心区については概ね解明されてきた。一方で上海の産業に関して、当時隆盛した紡績業については経済史分野で豊富な研究蓄積があり、例えば高村^{注8)}による綿業の近代化の研究や、王^{注9)}の中華民国末期の綿紡業の盛衰に関する研究などがある。また大陸に進出した日本の紡績企業（在華紡）の事業展開に関して、桑原^{注10)}による一連の研究などがある。都市史・建築史分野では、箕浦^{注11)}が在華紡のうち内外綿の上海における工場設置と福利施設について、戦後に中国の国営企業に引き継がれた際の接収資料を用いながら遡及的に読み解いている。労働者住宅としての社宅については、近代日本を対象として多くの事

^{*1} 九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門
助教・博士（工学）

Assist. Prof., Dept. of Architecture and Urban Design, Faculty of Human-Environment
Studies, Kyushu University, Dr.Eng.

例研究^{注12)}があり、特に紡績企業に関しては本稿でも参考とした。

これらの先行研究のなかで、本稿ではとりわけ既成市街地である伝統的都市空間の近代的再編に着目しており^{注13)}、既に筆者は工務局による公共事業と新聞報道について^{注14)}、また既存道路の整備事業について^{注15)}の解明を進めた。本稿では、工務局による分区計画について、行政側のみならず民間側の動態にも目を配りながら中華民国期上海の近代的都市再編の実態を明らかにすることで、中国近代都市史の解明の一助とする。

2. 上海市政と分区計画

上海市政は、1927（民国16）年3月22日に成立した上海臨時市政府にはじまり、同年7月7日に上海特別市が成立、1930（民国19）年に上海市となった。1927（民国16）年に創設された工務局が市域全体の都市計画（市区計画）を行い、道路、溝渠、橋梁、埠頭、公共建築に関わる公共事業の計画と実施を担った^{注16)}。なお、租界では共同租界工部局やフランス租界工部局がこのような業務を担っており、上海特別市工務局が租界内で具体的な公共事業を実施することはないが、工務局は租界内の状況を把握したうえで市域全体の計画を立案していた。

市域を用途によって分区する計画は、上海市の誕生前から検討されていたようで、清末より発行されていた日刊新聞『申報』^{注17)}の1923（民国12）年3月7日付の記事「市区之計画」に、行政区、工業区、商業区、住宅区の4つに分区する計画が報じられている。その後、上海特別市工務局による1928（民国17）年の『業務報告』^{注18)}に、「全市分区計画草案」として行政区、工業区、埠頭区、商業区、住宅区の5つに分区する草案が記されている。そのうえで、1928（民国17）年9月6日に工務局が市長に上申した「本局呈市長文」には、工業区、商業区、居住区の3つのみの分区が記されており、付図「滬南滬北分区計画図」にそれぞれの範囲が示されている（図1）^{注19)}。そして同年10月3日「市政府指令」に「第89回市政會議で議決し本案が通過したので工務局より布告」するようにと市政府から指令があり、同年10月8日「本局布告」により工務局から一般に周知された。なお、「全市分区計画草案」では住宅区とされていたが、布告された際には居住区と名称が変更されている。「全市分区計画草案」は市域全体の分区計画であるが、時期をみて断続的に布告していけばよい旨も記されており、まずは租界（特別区）を含む滬南滬北を

先行して布告するに至った。いずれの時点での計画も様々な用途の建物が混在する状況を問題視したことを背景としており、分区することで用途を揃え、衛生的かつ美観的に優れ利便性の高い都市空間を形成することを目標とするものであった。それぞれの分区の設定にあたっては、まず従前の地区の特徴に照らして、工場が多く建設されている地区を工業区、商店が集中し商業が栄えている地区を商業区、住宅が多い地区を居住区（住宅区）というように概ね定めたうえで、将来的な発展の趨勢を見極めながらそれぞれの範囲が決定された。以下、布告された工業区、商業区、居住区について「本局呈市長文」をもとに見ていく。また、「全市分区計画草案」には計画に至る背景や将来の展望も記されるため適宜参照する。

まず工業区は、3地区に分散して設定された。「本局呈市長文」によると、1つめは「既に形成されている商業地の外側、北浙江路および派克路の西から梵王渡一帯まで、その中は河川（蘇州河）が貫き、北は鉄道につながる。公共租界工部局が計画するところまで」（以下「蘇州河沿い」と略記、また「工業区IZ1」とする）、2つめは「高昌廟附近、浦江より北、鉄道より南」（以下「呉城南側」と略記、また「工業区IZ2」とする）、3つめは「楊樹浦方面、匯山埠頭より東」（以下「楊樹浦側」と略記、また「工業区IZ3」とする）である。既に工場が多く操業しており、かつ原料などの輸送に便利な河川沿いを重視して設定された。「全市分区計画草案」には、工業区の場所の選定における注意点が5つ掲げられている。1つめは「固有の工場を保存する」、2つめは「河川あるいは鉄道に近接し、貨物の輸送に便利」、3つめは「風向きの下方で、煤煙が市内に吹き込まない」、4つめは「住宅区と隔離」、5つめは「古跡や自然の風景の美を妨げない」という5つである。1つめの注意点は設定された3つの工業区とも満たしており、2つめの注意点はいずれの工業区も河川（黄浦江または蘇州河）沿いにあり、かつ工業区IZ1（蘇州河沿い）は上海駅、工業区IZ2（呉城南側）は上海南駅と鉄道にも近接している。3～5つめの注意点は、今後の配慮方針であるとともに対策の必要性を示すものでもある。

次に商業区は、「公共租界の中部、フランス租界の東部、城廂付近一帯」を設定している。既に市街地を形成し商業も発展していた呉城とイギリス租界、その間のフランス租界東部を核として、それに連続する地区を「将来、陸家浜路の整理が完成すると必ず滬南の交通幹線となり、付近の商業は相当の発展があるため、陸家浜路より南、日暉路より東、滬杭路より北の地域を、また商業区として拡充する」として、つまり呉城南側とイギリス租界の北側（公共租界の中部）は将来商業が発展すると見極めて範囲を拡張させて設定している。また「全市分区計画草案」によると、「浦東方面の埠頭一帯に沿って、また商業区を形成することもできる」とあるため、将来的には浦東の黄浦江沿いを商業で発展させる考えもあった。

そして居住区には、「租界の西部、およびそれに連なる新しい西の地区一帯」（以下「租界西部」と略記、また「居住区RZ1」とする）を設定している。そこは「土地が広く人がまばらであり、商店街から遠く離れ、空気が新鮮である」ため、もっぱら「学校、別荘、高級住宅」に用いるとしている。また、他の分区と接するところには「園林や樹木で間を隔てて境界を明らかにすることが市民の衛生にとってよい」とも記されており、居住区を緑地で囲うことも考えられていた。また「全市分区計画草案」でも想定されていたが、「滬南

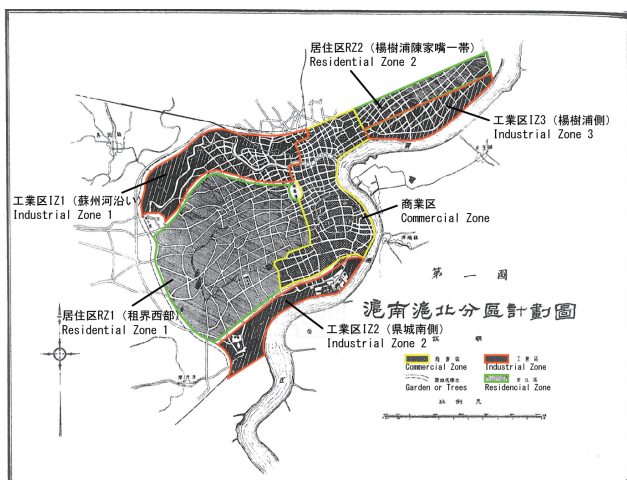


Fig.1 Zoning Plan 図1 分区計画

滬北分区計画図」(図1)に見られるように「楊樹浦陳家嘴一帯」(「居住区 RZ2」とする)も居住区に設定されている。なお、「全市分区計画草案」には住宅の形式についても触れられており、地区の特徴に合わせて「連合式住宅」や「分散式住宅」とするよう推奨している。「連合式住宅」は里弄や公寓などの集合住宅のこととみられ、居住区のなかでも商業区や工業区に近い地区の住宅形式として推奨している。「分散式住宅」はフランス租界に建てられている戸建の花園住宅のこととみられ、居住区 RZ1 (租界西部) に推奨している。なお、「浦東高橋鎮一帯」にも「分散式住宅」を推奨しており、市街化が進んでいなかった浦東は、将来の発展の趨勢によって商業にも居住にも利用される可能性を有していた。

また「全市分区計画草案」には、行政区と埠頭区の設定も考えられていた。行政区は、「行政機関、銀行、博物院およびその他公共建築等」を集中させる地区で、後に江湾で計画される上海市市中心区に位置づけられる行政区の計画につながっていく。埠頭区は、黄浦江沿いに設定しようとしたもので、市域の北端の楊子江に近い吳淞に築こうとしていた大規模な港湾施設の地区を想定していた。また、布告された分区の外側の余地について、浦西(黄浦江の西側)方面は農業用とし、浦東(黄浦江の東側)方面は埠頭あるいは商業区となる可能性のある地区のさらに東側を現状のまま保持するとした。このような余地に対する方針の利点として、「1 つめは、市内で必要とされる野菜やその他の原料を供給する。2 つめは、園林面積が比較的広く、市民の衛生にとって良い。3 つめは、各区の発展の程度はそれぞれ異なり、その地区が狭くなれば拡張に用いるため保留地とすることができる。」ことをあげている。そして、園林(緑地)を設けることに対する衛生上や美観上の意義についても触れており、公園、広場、街路樹による緑地帯などを全市に分散して設ける都市緑化も目指されていた。

以上のように工務局による分区計画は、従前の地区の特徴をふまえたうえで将来的な発展の趨勢を見極めてそれぞれの範囲を決定し、

まずは工業区、商業区、居住区を先行して設定された。

3. 工業区設定前の産業集積と労働者住宅

分区計画において特に注意が払われた工業区について、まずは工業区設定前の状況を考察する。

3-1 工場分布にみる産業集積

分区が布告された 1928 (民国 17) 年 10 月の直前、同年 9 月に上海特別市政府社会局によって作成されたのが「上海特別市工廠分布図」(図2)^{注20)}である。本図には、A 機器、B 紡織、C 日用品、D 食品、E 化学、F 器具、G 印刷、H その他の分類で産業種別による工場の分布が示されており、合わせて資本額の種類、資本が完全中資、中外合資、完全外資の分類も示されている。本図をもとに史料状態の都合で文字の判読が可能な範囲で確認したところ、工業区設定前の工場の総数は 761 であり、ここで見られるような特徴をもとに工業区の範囲を設定したと考えられる。

図2に、産業種別 A~H の工場を赤字で示した。その分布をみると、租界より北側、県城より南側と西側に多いことが見て取れる。もともと上海は元代の 1292 (至元 29) 年に建置された県城を中心とする都市であったが、1842 (道光 22) 年のアヘン戦争終結後に県城の北側にイギリス租界、県城の西側にフランス租界、イギリス租界の北側に公共租界などが形成されて市街地が拡張していった。工場の設置は清末から中華民国期に増加したが、県城や租界の外側は未だ市街化が進んでおらず利用が疎らであったため土地を取得しやすく、工場が多く分布することになったとみられる。特に租界の外側では、蘇州河沿いに資本額が「100 万 1 元から 500 万元」の大規模工場が多く、蘇州河から離れると「1 万 1 元から 50 万元」の小規模工場が集中している。このような特徴に基づき、後に蘇州河沿いは工業区 (IZ1) に設定された。一方、県城周辺など既成市街地内に見られる工場は、資本額が「1 万 1 元から 50 万元」の小規模工場や「1 万元以下」の零細な工場であることが多く、既存建物の一部を工場

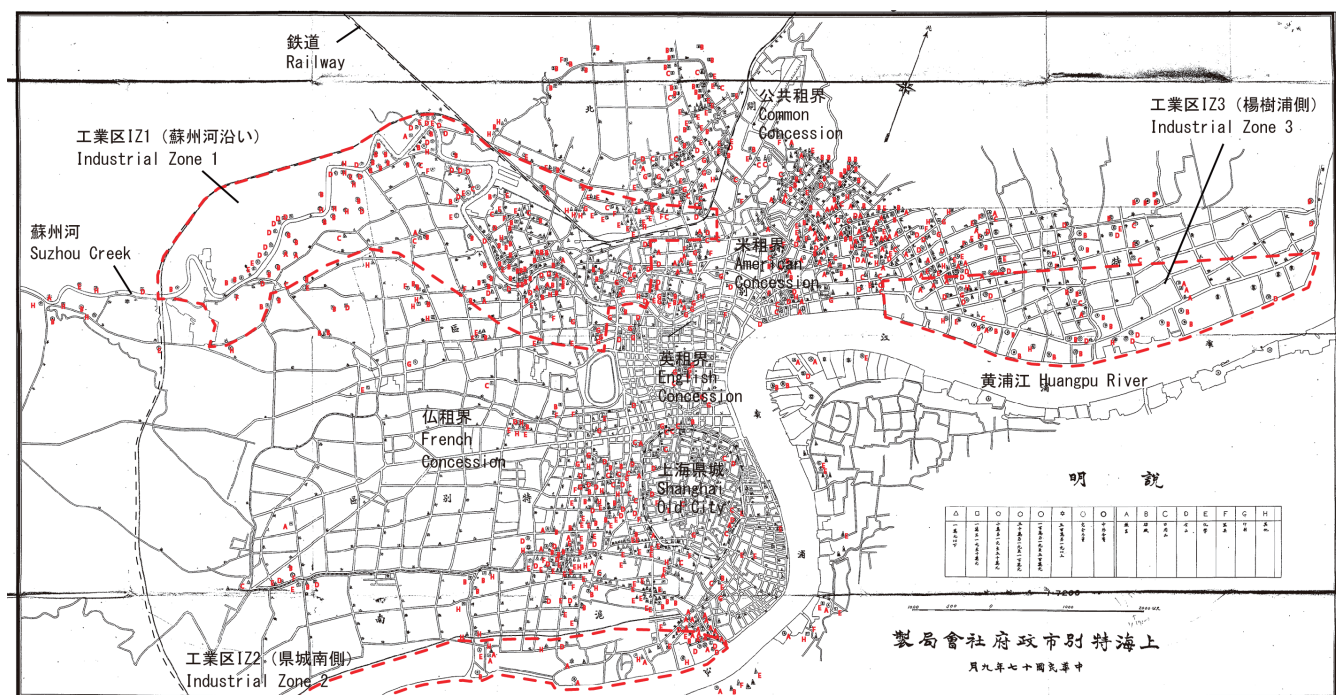


Fig.2 Distribution of Factories before the Establishment of Industrial Zones 図2 工業区設定前の工場分布

として利用する家内工場のものが多いと考えられ、後の分区計画では商業区や居住区の範囲となっている。

産業種別ごとに見ると、最も多いのはB 紡織で195の工場が設置されており、次にE 化学135、A 機器120、D 食品104、C 日用品69、H 其他57、G 印刷44、F 器具37と続く。B 紡織の工場は、資本額が「100万1元から500万元」の大規模工場が蘇州河沿いに多く分布しており、また公共租界東側の楊樹浦の黄浦江沿いにも分布している。河川沿いは輸送に便利であるとともに、工場の操業には水を必要とするため適地とされていたと考えられる。一方、「1万1元から50万元」の小規模工場が河川から離れた蘇州河の北側や公共租界の北側に集中しており、県城の西側にも「1万元以下」の零細な工場が分散している。他に、工場数の多い順に産業種別ごとの分布の特徴をみると、E 化学は県城の西北側に、A 機器は公共租界の北側に集中しており、D 食品は調査範囲の全域に均等に分布、C 日用品は県城付近に多い傾向があり、H 其他は複数の産業を含むため全域に、G 印刷は租界に多い傾向があり、F 器具は全域にまばらに分布している。このように、産業種別ごとに工場が集積する場所に傾向があることが見て取れる。

資本別にみると、完全外資の工場は黄浦江沿いの楊樹浦や浦東に、また蘇州河沿いの最西部に多く見られる。また中外合資の工場も同様の傾向にあるが、河川から離れた場所にも分布する。完全中資の工場は全域に分布するが、既成市街地に多いという特徴があるため、既存建物の全部あるいは一部を工場化したものや、既に所有していた土地を他用途の建物から工場に建て替えたものなどが含まれると考えられる。

このように「上海特別市工廠分布図」(図2)による考察から、工業区の設定前は社会局による調査範囲の全域にわたり工場が分布していたことが明らかとなったが、分区計画にあたっては大規模工場の多い場所が工業区に設定されたことがわかった。また、上海で最も多い産業は紡織業であること、産業種別によって工場が集積する場所に傾向が見られることも明らかとなった。

3-2 工場と労働者住宅

本項では後に工業区に設定される地区について、設定前の状況として特に工場と労働者住宅がどのように設置されていたかを考察する。史料として、分区が布告された直前の1928(民国17、昭和3)年7月に上海日本陸戦隊本部によって調査のうえ作成された「上海市市街図」^{注21)}を用いる。本図には後に工業区に設定される県城南側(工業区IZ2)が含まれていないため、ここでは蘇州河沿い(工業区IZ1)と楊樹浦側(工業区IZ3)を対象として考察する。本図は日本による調査のため、日本領事館や日本人小学校などの日本人に関わ

る施設のほか、現地の主な施設が記される。工場については、日系企業のものは網羅的に記されており、その他の外国経営や国内経営のものは主要な工場が記されている。なお、前項で用いた「上海特別市工廠分布図」と照合すると、小規模工場や零細工場は記されていないものも多い。労働者住宅については、企業側が用意していない場合は個々の労働者の居住地を明らかにすることは難しいため、企業側が設置した労働者住宅としての社宅を中心に考察する。

図3と図4に、後に工業区に設定される蘇州河沿い(工業区IZ1)と楊樹浦側(工業区IZ3)を対象に、工場を赤色、社宅などの福利施設を橙色で示し、当該工場が設置する社宅を線で結んだ。工場と社宅の位置関係を見ると、蘇州河沿い(工業区IZ1)と楊樹浦側(工業区IZ3)のいずれも、工場から離れた場所に社宅が設置されていることが多いと見て取れる。

社宅は、工場から離れた場所に設置される場合と、工場内に設置される場合とがある。工場から離れた場所に社宅を設ける例として、最も多くの社宅を設けているのは日系の紡績企業である内外綿である。蘇州河沿い(工業区IZ1)の中心部に位置しており、邦人社宅と華人社宅を複数設置するとともに医院、倶楽部、野球グラウンド、テニスコートなども設置していた^{注22)}。一方、工場内に社宅を設ける例としては、楊樹浦側(工業区IZ3)の東端にある大規模工場で日系の紡績企業の上海製造絹糸(後の鐘淵公大実業、公大第一廠)、中規模工場で日系の三井製粉がある。蘇州河沿い(工業区IZ1)では日系の上海製造絹糸(後の鐘淵公大実業、公大第四廠)、中規模工場では日系の同興紗廠、喜和紗廠や、小規模工場で日系の東亜製麻や華人経営の崇信紗廠などもある。工業区設定前の時点では、企業側の意図で工場や社宅が設置されるものであり、労働者の利便性や土地の取得状況などによって場所が決められたとみられる。

このように、工業区の設定前は工場と住宅が近接する状況にあり、工務局が問題視していくこととなる様々な用途の建物が混在する状況にあったといえる。

4. 工業区設定後の産業集積と労働者住宅

本章では工業区設定後の状況について、用途の混在状況に着目しながら特に工場と住宅を中心に考察していく。

4-1 工場分布にみる産業集積

分区計画はいわば誘導政策であるため、従前から設置されていた工場が分区計画の布告を機に移転することは考えづらく、特に大きな資本を投入した大規模から中規模の工場の位置に大きな変更は無いとみられる。ここで注目したいのは、工業区の設定によって大規模工場の周囲に当該産業の関連工場が集まり、産業が集中す

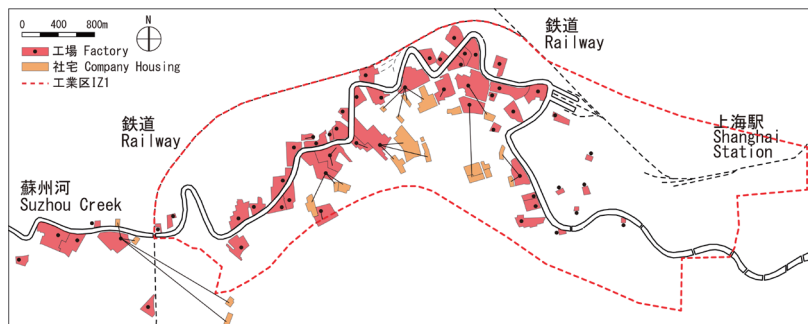


Fig.3 Industrial Zone 1 (IZ1) 図3 蘇州河沿い(工業区 IZ1)

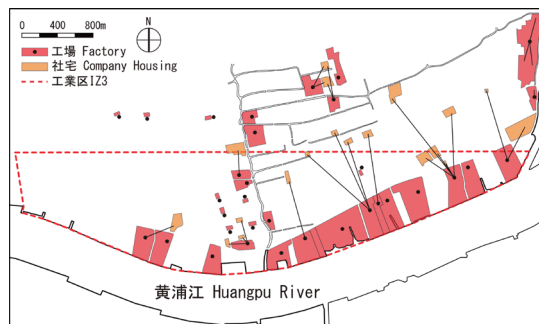


Fig.4 Industrial Zone 3 (IZ3) 図4 楊樹浦側(工業区 IZ3)

るエリアとして形成されていくのではないかとという点である。

そこで、分区計画が布告されて10年を経過した1939（民国28）年に発行された『上海市行號路図録』（以下『行號路図録』と略記）^{注23）}を用いて、小規模から零細規模まで含めた工場分布を見ていく。本図には街区にある建物の外形が描かれており、商工業の行号名、道路名、学校や寺院などそれぞれの具体的な名称が記されている。市中心部より順次作図されており、1939（民国28）年の発行分で本稿が対象とする工業区の範囲では工業区IZ1（蘇州河沿い）のうち中央部^{注24）}から東側の範囲かつ蘇州河の南側が作成されている。この『行號路図録』をもとに、工業区IZ1（蘇州河沿い）の中央部についての工場分布を図5に示した^{注25）}。これを見ると、蘇州河沿いに大規模から中規模の工場が多く設置されており、蘇州河から離れた内陸側に小規模から零細規模の工場が多く操業していることがわかる。大規模から中規模の工場については、先に示した図3や図4でも確認できるとおりである。しかし、小規模から零細規模の工場については、工業区設定前の工場分布を示す「上海特別市工廠分布図」（図2）を見ると資本金額「1万元以下」の零細工場は3件のみであるが、『行號路図録』にはより多くの零細工場が認められる。両図は同種の図ではないため正確な数量比較とはいえないにしろこの傾向は顕著であり、また図5に示したように工場名は大規模工場との関連を思わせるものでもなく、工業区設定後の10年間で個別の工場の集積が進んだと考えられるのではなからうか。また、図5に紡織業をはじめとする繊維産業の工場を濃灰色で示し、それ以外の工場を淡灰色で示したところ、およそ半数が繊維産業の工場であり、大規模工場のほとんどが繊維産業に関連する工場であることがわかった。

繊維産業関連の零細工場は同産業の大規模工場の近隣で操業している傾向があり、また零細工場のなかに少なからず見受けられる機械工場は織機等の修理業なども含まれると想定される。このように、繊維産業に直接的に関わる工場から間接的に関わる工場まで波及するように、産業の集積が進んだと考えられる。

繊維産業の関連工場が多いという読み取りについて、他の史料でも確認しておく。1932年（民国21、昭和7）年に作成された「上海市市街図」^{注26）}を見ると、「西部紡績工場地帯」「東部紡績工場地帯」という2つのエリアが示されており、「西部紡績工場地帯」は工業区IZ1（蘇州河沿い）の中央部から西側、「東部紡績工場地帯」はほぼ工業区IZ3（楊樹浦側）に相当する。本図は、紡績工場が多いエリアをおおまかに示すものではあるが、上海市域のなかでその特徴が見いだせるほどこの2つのエリアに集積していることを示している。また、1935（民国24、昭和10）年に上海日本商工会議所によって作成された『上海商工人名録』^{注27）}も確認しておく、紡績業は国内企業21社、外国企業1社、日本企業9社が事業展開していたが、記載されている本社の住所は31社のうち工業区IZ1（蘇州河沿い）に10社、工業区IZ3（楊樹浦側）に11社と2つの範囲に多く、工業区IZ2（景城南側）に1社、その他は浦東や寶山縣など工業区以外の場所に位置するものであった。本社をイギリス租界やフランス租界などの市中心部に置く企業もあるが、1社につき複数の工場を設置する場合もやはり工業区IZ1（蘇州河沿い）と工業区IZ3（楊樹浦側）に位置するものが多いため、当時の上海市域において特に紡績業の集積地はこの2つのエリアとみてよく、産業が集中するエリアとして形成されていったといえよう。

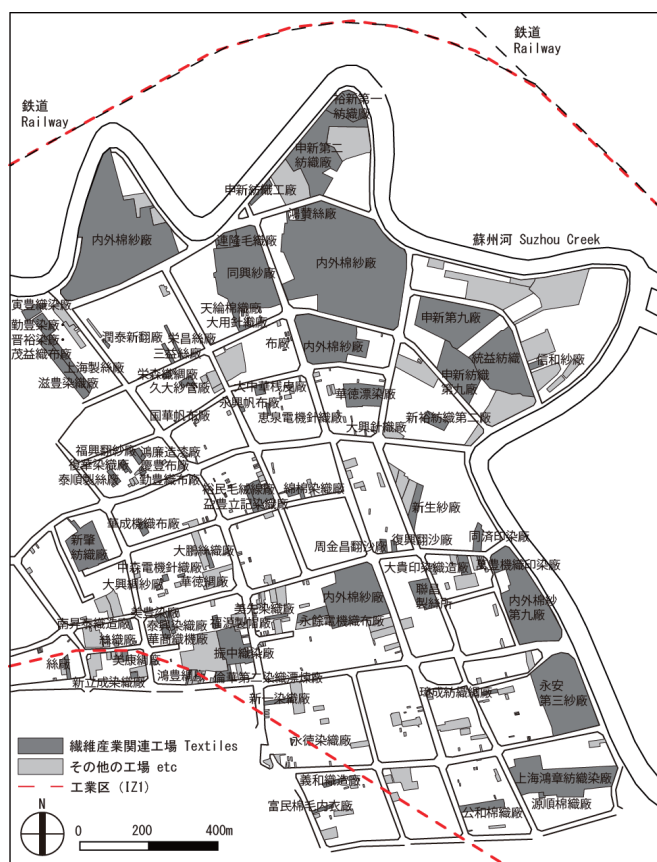


Fig.5 Distribution of Factories in Industrial Zone 1

図5 工業区IZ1（蘇州河沿い）にみる工場分布

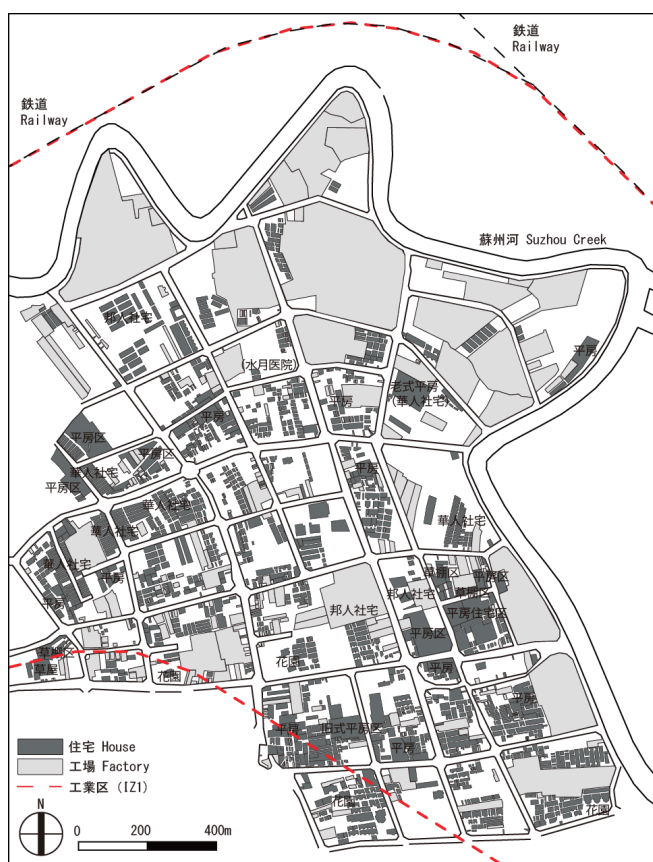


Fig.6 Distribution of Houses in Industrial Zone 1

図6 工業区IZ1（蘇州河沿い）にみる住宅分布

4-2 工業区における住工商の混在

分区計画では市民の居住地について、「本局呈市長文」に「工業区は煤煙で汚れており居住に適していない」と、「全市分区計画草案」でも住宅は工場と隔離し「もし工員の住宅とするなら、工員にとって便利であるように工業区に近接する」と考えられていた。分区計画の理想は、市民が煤煙の影響を受けず空気が新鮮な場所に居住するために、工業区と居住区を明確に分けることであった。しかし、企業による工場や労働者住宅としての社宅の設置が分区計画より先行していたため、前章でみたように工場の近隣に社宅が位置する状況にあった。この実態のなかで分区を線引きする際、工業区 IZ1（蘇州河沿い）では多くの社宅も工業区内に含められ、工業区 IZ3（楊樹浦側）では多くの社宅が位置する場所は居住区 RZ2（楊樹浦陳家嘴一帯）に含めることとした（図3、図4）。

社宅の多くが工業区に含まれることとなった工業区 IZ1（蘇州河沿い）について、図5の範囲を例に住宅や商店がどのように展開していたのか1939（民国28）年発行の『行號路図録』をもとに見てみると、大規模から零細までの工場が集積するなか、特に日系企業の紡績工場が設置した社宅が近接し、それ以外の土地に個別の住宅や商店そして空地が混在していることがわかった（図6）。

それでは、工業区で見られる住宅の形式とその分布にはどのような特徴があるのか、引き続き『行號路図録』を用いて図6に示した範囲を例に見てみる。まず、工場の企業が設置した社宅では、日本から赴任した職員のための邦人社宅として2階建の二戸一型や長屋型で建設されており、工場の近隣に位置している。現地で雇用した工員のための華人社宅としては、当時上海で一般的に建てられていた里弄形式であり、工場近隣の街区にまぎれて大量に建設されている。次に、蘇州河から離れた内陸側に、比較的大きな敷地を持ち庭園で囲まれた戸建住宅が数棟あり、これはフランス租界で多く建設されていた西洋式の花園住宅とみられる。単独の石庫門や三合院の住宅形式は、当地に工場が集積する前の集落であった時に建設されたものとみられ、点在して残っていたのであろう。他に、「平房住宅区」「平房区」「旧式平房」「老式平房」と平房の記載が多く見られ、これは平屋の住宅のことで主に工場の近隣に建設されていた。これらは複数棟でまとめて記載されているため1棟ごとの建築形態は不明であるが、工務局が示している標準設計による建築形態に近い可能性がある^{注28)}。さらに、「草棚」「草屋」の記載が見られ、これは葦葦の小屋による住宅のことであるが、主に平房の近隣にある。草棚は特に郊外部に広く建設されており、工務局は危険房屋と位置づけて平房への改変を奨励していた^{注29)}。以上のように、当地には花園住宅のような高級住宅から草棚のような粗末な住宅まで、実に様々な形式の住宅が分布していた。これは、工場に関連する経営者から労働者まで、また個別の商業や工業に従事する者、そして工場が集積する以前から居住していた者と、実に様々な立場の人々が居住する地区であったことを示している。

なお、図6の白地の部分で街区の街路に面する場所は商店であるものが多く、零細工場が隣接することもある。特に「市房」と記されるものは商店向けの住宅であり、1階に店を構え2階を住宅とするものである^{注30)}。このように、住宅の一部に工場や商店を設けるような零細なものも集積しており、工場に隣接するような場所でさえ市民が居住していた。

分区計画は、様々な用途の建物が混在する状況を改善するために実施されたが、布告から10年を経過しても住工商の用途が混在する状況にあった。これは、特に工業区では後に産業が隆盛したことにより工場の拡張または集積が進行したために人口が増えることとなり、住工商の混在を顕著にさせたと推測される。

5. 工業区における労働者住宅

図6に示したとおり、工業区であってもかなりの密度で住宅が存在していた。個別の住宅は自らの意思のもとで場所を選び居住していたのであろうが、企業が設置する社宅は企業の方針のもとで計画されるものであり工業区を避けた場所に設置することも可能である。そこで本章では、工業区における労働者住宅としての社宅について、分区計画との関わりから見ていく。図3や図4でも示したとおり既に工業区の設定前から企業は社宅を設置していたが、日系の紡績企業によるものが多いことから、そのうち代表的な例として内外綿と鐘淵公大実業を取り上げる。

内外綿は1911（宣統3）年に上海に進出して以来、蘇州河沿い（工業区 IZ1）に多くの土地を取得して工場や社宅をはじめとする福利施設を設置した^{注31)}。工場は、1910年代はひとつの敷地に1棟ないしは2棟というゆとりのある配置構成であったが、1920年代から1930年代に新設した工場は既存工場に隣接して設置されており、ひとつの敷地に複数の工場が建て詰まっていった。別の街区に新たな土地を求めなかったのは、他の工場が集積してくるなかで蘇州河沿いに工場を設置できるほどの大きな空地が無くなっていたことが考えられる。社宅は複数の街区に分散して設置されており、内外綿による1937（民国26）年時点の「上海支店工場社宅分布図」^{注32)}を見るとほぼすべての社宅が工場とは別の街区に設置されている。それぞれの社宅の設置年は不明であるが、1920年代から1930年代に工場を新設していることを考えると、工員が増加するため1928（民国17）年の分区計画の布告後にも社宅を新設した可能性が高い。社宅の場合は、取得した土地の大きさに合わせて棟数を調整でき、蘇州河から離れた土地でも差支えないため、土地の取得状況に応じて工場とは別の街区に設置することが可能であったとみられる。ただ、1937（民国26）年時点の「上海支店工場社宅分布図」に見るように、結果的には工業区の外側に設置しなかったということになる。

一方で鐘淵公大実業は、現地で工場を買収または新設して事業を拡大し、終戦までに上海で4つの工場を操業していた。公大第一廠（新設）と公大第二廠（買収）は楊樹浦側に、公大第三廠（買収）と公大第四廠（新設）は蘇州河沿いに位置する。社宅は、1925（民国14）年に英人経営の老公茂紗廠を買収した公大第二廠は近隣の別街区に社宅を設置しており、1911（宣統3）年に買収した公大第三廠は同一敷地内にわずかの社宅が設置されている。買収工場とは異なり、新設工場では工場と同一敷地内に社宅をはじめとする様々な福利施設を設置しているのが特徴的で、鐘淵公大実業の企業方針が顕著に現れている。1923（民国12）年に楊樹浦側（工業区 IZ3 の外側となる）に新設した公大第一廠は、広大な敷地内に工場のほか本部機能もあり、福利施設は社宅（邦人社宅、華人社宅）をはじめとして倶楽部、医局、運動場、女子寄宿舎、華人男女工食堂を設置しており、後にテニスコート、プール、ミシン工場、遊園地も設置する計画があった^{注33)}。工場は分区計画の布告前に新設されたが、分区計画の計

画範囲から外れていることもあり、周辺は市街化が進んでおらず工場が集積する黄浦江沿岸からも離れているため、空気汚染の影響は少ないとみられる。もうひとつ、分区計画布告後の1931（民国20）年に新設されたのが工業区IZ1（蘇州河沿い）内に位置する公大第四廠である。「公大第四廠羊毛工場敷地建物配置図」（図7）^{注34）}によると、工場と同一敷地内に社宅をはじめとする福利施設が設けられていることが見て取れ、工場ゾーン、社宅ゾーン、医療ゾーン、娯楽ゾーンに大きく分けられる。社宅は、特甲号社宅、甲号社宅、乙号社宅、丙号社宅、アパートメント社宅、アチツク社宅と様々な名称の社宅が複数棟建設されているが、構造はいずれも「煉瓦壁木造瓦葺屋根」とされる。また独身宿舎、倶楽部、茶室、幼稚舎及社員合宿所、浴室、食堂及売店、医局なども設けられており、なかでも茶室は「純日本建築」であった。充実した福利施設が設置されているといえるが、この場所は工業区IZ1（蘇州河沿い）内にあるため近隣には工場が集積しており、当地の社宅は少なからず煤煙の影響を受けるものと考えられる。

このように日系の紡績企業2社の例を見てきたが、当時の日本では職工待遇が企業の課題となっており、特に綿糸紡績業は明治中期から様々な改善が試みられていた^{注35）}。鐘淵公大実業の親会社である鐘淵紡績は、業界内でも積極的に職工待遇に取り組んでおり、明治30年代には「職工待遇法」^{注36）}、1921（大正10）年には「従業員待遇法」^{注37）}にその方法をまとめ、長らく推進していた。工場と社宅の距離については、1905（明治38）年に『工業之大日本』に寄稿された「鐘紡の職工待遇法（五）」^{注38）}によると、日本国内の工場について「幾多の男女工は、毎朝此の社宅より工場へ通勤するので、中には工場より一哩乃至数哩を距てた地に社宅を有するものもあるから、彼等は或は自転車に依り、或は特に設けられたる電気鉄道に依りて通勤するものもある」とあり、社宅は工場から数キロメートル離れた場所に設置されていたという。上海の社宅は、工場敷地内もしくは工場と別街区にあって数百メートルの距離にあった。これを考えると、分区計画の布告後にも工場と充分に隔離することなく社宅を設けた背景には、市街化が進み空地が少なくなってきたことや、

不穏な社会情勢によって日系企業が土地を取得することが難しくなっていたことなど、工場と社宅を隔離したくてもできなかった実態があったことが推測される。

6. 結び

本稿では、中華民国期の上海を対象として、行政側によって新たに導入された分区計画という都市政策について、民間側の諸活動による産業の動態と連関させながら紐解いてきた。

上海特別市工務局は、従来の都市空間が様々な用途の建物で混在する状況を問題視していた。そのため分区計画によって用途を揃え、衛生的にも美観的にも優れ利便性の高い都市空間を形成することを目標とした。検討の結果、1928（民国17）年にまずは租界（特別区）を含む滬南滬北を工業区、居住区、商業区に分区することが布告された。このうち本稿では工業区に着目し、分区の設定前と設定後の産業集積と労働者住宅の実態を考察した。工業区設定前は、工場の分布状況から、最も多いのは紡織業であり、産業種別によって工場の集積する場所が異なる傾向がみられた。また労働者住宅としての社宅の分布状況から、工場と住宅が近接する状況にあったことが見て取れた。次に、工業区の設定から10年後の状況について、工業区内の大規模工場の近隣に小規模から零細規模の工場が増加した傾向が認められ、産業の集積が進んだと考えられた。また、工業区内の建物用途を調べたところ、工場の周辺に住宅や商店が混在していることが明らかとなり、むしろ工場の集積が進んだことで人口が増加し住工商の混在が顕著になったと推測された。さらに、日系の紡績企業が設置した社宅は、工場と同一敷地内か、工場と別街区であっても数百メートルの位置にあり、分区計画の布告後も工場と社宅を近接して設置していたことがわかった。以上のように、分区計画は工業区において工場を集積させる誘導効果があった。これは当時工業化が進行していた上海にとって、市域全体に工場が乱立することを回避することとなった。しかし、工場の集積が住宅や商店との新たな混在を招いてしまい、理想通りとはいかない面もあった。

中華民国期の上海市政下における分区計画は、工業地の立地規制、商業の発展、快適な住環境整備のために工業区、商業区、居住区を設定された。本稿では特に工業区に着目したが、商業区や居住区の実態、さらには上海以外の他都市における分区計画について明らかにする必要がある。近代中国における分区計画とはどのようなものであったのか、その独自性や欧米のゾーニング制度との類似性について引き続き紐解いていき、欧米由来の近代都市計画の手法との関連について解明していきたい。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP18K04539 の助成を受けて行った研究成果の一部である。記して謝意を表す。

注

注1) 近代中国の都市形成や都市再編において、欧米由来の近代都市計画の手法に影響を受けていることについては、未だ説明が不十分な状況であるといえる。筆者はこの点に関して、拙稿「中華民国期蘇州における都市改造と住宅地開発に関する研究」（都市計画論文集、No.43-3, pp.151-156, 2008年）や拙稿「近代中国の都市再編事業と民間の役割に関する研究—中華民国期蘇州の社会公共事業と商会の活動を通して—」（都市計画論文集、Vol.50, No.3, pp.1226-1231, 2015年）など、特に既成市街地の再編につい



Fig.7 Gongda No.4 Factory in 1931

図7 1931（民国20）年新設の公大第四廠

- て解明を進めている。
- 注 2) 例えば石田頼房『日本近現代都市計画の展開』（自治体研究社，pp.103-109，2004 年）によると，欧米でゾーニング制度が生まれるきっかけの第一は工業地の立地規制であり「危険な，あるいは公害の発生源となる工場を住宅地など他の土地利用の市街地から分離」しようとしたものとされる。また，第二は新しく形成される郊外地における望ましい住宅市街地の形成のため，第三は住宅地の良好な環境を保全するため，第四は都心の土地の高度利用のため，とされる。本稿で取り上げる分区計画も，これらの考え方に依るところが大きいとみられる。
- 注 3) 上海市政のもとで創設されたのが，上海特別市工務局であり，後に上海市工務局と改称された。上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十六年七月至十二月』（1928 年）。上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十七年 第二三期合刊』（1929 年）。上海特別市工務局『上海特別市工務局 業務報告 民国十八年第四五期合刊』（1930 年）。上海市工務局『上海市工務局業務報告 第六期民国十九年一月至六月』（1931 年）。上海市工務局『上海市工務局業務報告 第七八期合刊 民国十九年七月至二十年六月』（1931 年）。上海市工務局『上海市工務局業務報告 第九十期合刊 民国二十年七月至二十一年六月』（1932 年）。上海市工務局『上海工務局之十年』（1937 年）。いずれも上海図書館所蔵。
- 注 4) 田中重光「大上海計画（1927-1936 年）の成立と内容－中国近代都市計画の史的研究 1」（日本建築学会計画系論文報告集，第 447 号，pp.99-108，1993 年）。
- 注 5) 越沢明「日本占領下の大上海都市計画（1937-1945 年）」（日本都市計画学会学術研究論文集，20 巻，pp.43-48，1985 年）。
- 注 6) 村松伸『上海・都市と建築一八四二－一九四九年』（PARCO 出版局，1991 年）。第四章 大上海計画。
- 注 7) 魏枢『“大上海計画”后示录 近代上海市中心区域の规划变迁与空间演进』（东南大学出版社，2011 年）。
- 注 8) 高村直助『近代日本綿業と中国』（東京大学出版会，1982 年）。
- 注 9) 王菊『近代上海綿紡業の最後輝煌（一九四五－一九四九）』（上海社会科学院出版社，2004 年）。
- 注 10) 桑原哲也『企業国際化の史的分析－戦前期日本紡績企業の中国投資－』（森山書店，1990 年）など多数。
- 注 11) 拙稿「近代紡績企業の工場建築と福利施設に関する研究－内外綿株式会社上海支店を中心に－」（都市・建築学研究，第 24 号，pp.1-7，2013 年）。拙稿「内外綿株式会社上海支店にみる近代紡績企業の工業地形成と施設群」（日本建築学会学術講演会（近畿），pp.181-182，2014 年）。
- 注 12) 例えば，社宅研究会『社宅街 企業が育んだ住宅地』（学芸出版社，2009 年），中野茂夫『企業城下町の都市計画－野田・倉敷・日立の企業戦略』（筑波大学出版会，2009 年）など。
- 注 13) ここでいう「伝統的都市空間」とは，漢の『周礼』に基づき形成された都市空間を指しており，上海県城はこの理念に基づき形成されている。「近代の再編」とは，清朝後期に西洋の技術などが導入されていく近代化のなかで，欧米由来の近代都市計画に影響を受けた都市再編を指しており，上海県城にも中華民国期に導入されていったと考えられる。本稿は，中国人の手による近代の再編のひとつとして「分区計画」を取り上げ，読み解こうとするものである。
- 注 14) 拙稿「中華民国期の上海市工務局による公共事業とその新聞報道」（都市・建築学研究，第 35 号，pp.15-20，2019 年）。
- 注 15) 拙稿「中華民国期の上海市工務局による既存道路の整備事業に関する研究－旧上海県城内外の道路整備における土地収用に着目して－」（都市計画論文集，Vol.56，No.2，2021 年）。
- 注 16) 工務局が 1927（民国 16）年から 1931（民国 20）年までに実施した公共事業について，年次ごとに前掲注 3) にあげた『上海特別市工務局業務報告』や『上海市工務局業務報告』にまとめられている。
- 注 17) 『申報』（上海書店，影印本，1983-1987 年）。1872（清同治）年から 77 年にわたり上海で発行されていた日刊新聞。市政下の各部局による計画や実施状況は適宜報じられており，工務局による公共事業についてもその内容を説明するとともに，市民の理解や協力を得るために実施の意義も伝えられることがある。
- 注 18) 上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十七年 第二三期合刊』（上海特別市工務局，1929 年）。引用文は筆者訳による。
- 注 19) 前掲注 18) の『業務報告』に所収される「滬南滬北分区計画図」をもとに筆者加筆。分区が複数の地区に分かれる場合は，それぞれの地区を示すものとして筆者が符号を付けた。なお本文では論旨に合わせて，分区設定前は地区名を，分区設定後は分区名を先に記している。

- 注 20) 上海特別市政府社会局製「上海特別市工廠分布図」（上海特別市政府社会局，1928 年）。京都大学人文科学研究所所蔵。孫遜，钟翀 主编『上海城市地图集成 上，中，下 精装』（上海书画出版社，2017 年）所収。本図をもとに活字等は筆者加筆による。
- 注 21) 上海日本陸戦隊本部「上海市市街図」（上海日本陸戦隊本部，1928 年）。上海図書館所蔵。孫遜，钟翀 主编『上海城市地图集成 上，中，下 精装』（上海书画出版社，2017 年）所収。本図をもとに活字等は筆者加筆による。
- 注 22) 前掲注 11) の論文に詳しい。
- 注 23) 『上海市行號路図録』（福利営業股份有限公司，1939 年）。1938 年に編纂が開始され，1939 年に第一編が出版，1940 年 8 月に第二編が出版された。その後，第二輯として上冊が 1947 年 10 月，下冊が 1949 年 3 月に出版されている。
- 注 24) 1939 年発行の『行號路図録』は，先行して調査された公共租界（特別区）のうち西区，中区（イギリス租界），北区の行號図を収録している。ここで言う「中央部」の境界は公共租界の西端の境界と同じ。
- 注 25) 図 5 に示す範囲は，西端は『行號路図録』の収録図（公共租界の西端）まで，東端は工場の設置が認められる地区までとした。
- 注 26) 「上海市市街図」（1932 年）。孫遜，钟翀 主编『上海城市地图集成 上，中，下 精装』（上海书画出版社，2017 年）所収。作成者や出版社の明記は無いが，日本語で書かれているため日本による作成といえる。なお，「海軍省」「帝国図書館」の押印は，本図を所蔵した際の押印とみられる。
- 注 27) 上海日本商工会議所「上海内外商工案内」（上海日本商工会議所，1935 年）。「外国人営業種類別一覧」「支那人営業種類別一覧」「邦人営業種類別一覧」を参照した。
- 注 28) 上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十七年 第二三期合刊』（上海特別市工務局，1929 年）。第七編 公園及市有建築。第八編 营造。当時工務局は市内にある老朽化した家屋を危険房屋としてその数や分布を調査しており，特に楼房（2 階建）よりも平房（平屋）が多く，県城を含む滬南に多いことを把握していた。取り壊しを進めるとともに，新たな平房の標準設計を示しており，かつそれを数棟並列して建設して平民邸を形成する例を示している。
- 注 29) 上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十七年 第二三期合刊』（上海特別市工務局，1929 年）。第五十六図に市全城の草棚の分布が示されている。滬南滬北の周辺の郊外部や黄浦江沿いに多い傾向がある。なお『申報』民国 20 年 6 月 4 日の記事「市工務局奨励平民造屋区域」には，草棚を減少させるため，平房を建設する際には材料費支援を行う旨が報じられている。
- 注 30) 上海特別市工務局『上海特別市工務局業務報告 民国十七年 第二三期合刊』（上海特別市工務局，1929 年）。第八編 营造。楼房も老朽化するものがあるなか，危険房屋として取り壊しを進めるとともに，新たな市房の標準設計として 3 タイプを示している。なお，専用住宅の標準設計も 3 タイプ示されている。
- 注 31) 前掲注 11) の論文に詳しい。
- 注 32) 「上海支店工場社宅分布図」。内外綿株式会社内 元木光之『内外綿株式会社十五年史』（内外綿株式会社，1937 年）所収。
- 注 33) 「THE SHANGHAI SILK SPINNING Co. KUNG DAH No.1 MILL GENERAL PLAN」（1931 年）。神戸大学経済経営研究所附属企業資料総合センター所蔵。
- 注 34) 「公大第四廠羊毛工場敷地建物配置図」。神戸大学経済経営研究所附属企業資料総合センター所蔵。図 7 に示した各建物の名称は，本図内に記載される建物リストをもとに筆者加筆。
- 注 35) 例えば，宇賀清『紡績職事情調査概要書』（大日本綿糸紡績同業連合会，1898 年）によると，職工の募集から雇入をはじめとして労働時間，賃金，教育，貯金，そして寄宿舎や社宅などが調査されており，明治期から実態を把握したうえで改善が図られていた。
- 注 36) 鐘淵紡績の職工待遇は武藤山治が社長であった明治 30 年頃より推進された（鐘紡株式会社『鐘紡百年史』（凸版印刷，1988 年））。また，黒潮生，漁火生「鐘紡の職工待遇法（一）」（『工業之大日本』，第 2 巻第 7 号，1905 年）に「此大会社経営の任に當れるは支配人武藤山治氏であつて（中略）同社の職工待遇上の事績は，彼に始めて起り彼に由つて帰するものなる」と，その評が記されている。
- 注 37) 平井國三郎「鐘淵紡績株式会社従業員待遇法」（鐘淵紡績株式会社営業部，1921 年）。
- 注 38) 黒潮生，漁火生「鐘紡の職工待遇法（五）」（『工業之大日本』，第 2 巻第 12 号，1905 年）。この「鐘紡の職工待遇法」は 1905（明治 38）年 7 月から 1906（明治 39）年 4 月まで 8 回にわたり寄稿されている。

STUDY ON THE ZONING PLAN
UNDER THE SHANGHAI MUNICIPALITY GOVERNMENT IN MODERN ERA
Workers Housing and Industry Agglomeration in Industrial Zone

Eiko MINOURA ^{*1}

^{*1} Assist. Prof., Dept. of Architecture and Urban Design, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University, Dr.Eng.

This paper seeks to clarify the zoning plan promulgated under the Shanghai municipality government during the Republic of China, especially from the viewpoint of workers housing and industry agglomeration in industrial zones.

The Shanghai Municipality Construction Bureau had been concerned about the situation where existing urban spaces are mixed by buildings for various uses. Therefore, the zoning plan aimed to form a highly convenient urban space that is both hygienic and aesthetically pleasing by coordinating the uses of the building. The zoning plan defined the scope of each division, based on the characteristics of the previous districts and the future development trends. Then, it was promulgated to divide Shanghai, including the concession, into industrial zones, residential zones, and a commercial zone. This paper focuses on industrial zones and investigated the actual conditions of workers housing and industry agglomeration before and after the establishment of the zoning plan. Before the establishment of industrial zones, the places where the factories were agglomerated differed depending on the type of industry. And the textile industry had the largest number of factories. In addition, from the distribution of company housing, it was found that the factories and the housing were closer to each other. This study found that the number of small-scale factories has increased in the surrounding area of the large-scale factories in industrial zones 10 years after the establishment of industrial zones. This shows that the agglomeration of industries has progressed. A survey of building uses in industrial zones revealed that houses and shops are mixed around factories. It can be considered that this mixture of housing, industry and commerce has become more prominent due to the increase of population because of increase in the agglomeration of factories. Furthermore, it was found that the company housing set up by a Japanese spinning companies were located on the same site as the factory or in a separate block several hundred meters from the factory. From this, it was found that the factory and company housing were installed close to each other even after the promulgation of the zoning plan. The zoning plan aimed to form a highly convenient urban space that is both hygienic and aesthetically pleasing by coordinate building uses. However, it became clear that the guidance did not achieved its expected outcome even 10 years after the proclamation.

The zoning plan under the Shanghai municipality government during the Republic of China is similar to the zoning system in Europe and the United States, such as the background of its introduction and the concept of zoning. This zoning plan was influenced by the modern city planning in Europe and the United States. This study clarified the actual state of its introduction.

(2021 年 10 月 8 日原稿受理, 2022 年 5 月 16 日採用決定)